

令和元年 10 月

高木団地のお客さまへ

【消費税法の改正に伴うガス料金変更のお知らせ】

平素は、花巻ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、消費税法の改正により消費税等(消費税及び地方消費税の合計)の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、令和元年10月1日より、以下のとおり簡易ガス小売供給約款及びガス料金(消費税込みで表示されている料金。税抜き価格に変更はありません)を変更いたしましたのでご報告いたします。

記

関係する簡易ガス小売供給約款の条項を次のとおり(下線部分)変更致しました。

1. 「3.用語の定義」(18)「消費税率」

(変更後)…消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この小売約款においては10%といたします。

2. 附則「1.本小売約款の実施期日」

(変更後)…本小売約款は、令和元年 10 月 1 日から実施いたします。

3. 附則「2.本小売約款の実施に伴う切り替え措置」

(変更後)…当社は、令和元年 9 月 30 日以前から継続して供給し、令和元年 10 月 1 日から令和元年 10 月 31 日までの間に支払義務が初めて発生する料金については、本小売約款の実施前の簡易ガス小売供給約款に基づき料金を算定するものといたします。

【ガス料金表新旧比較表】 (消費税等相当額を含む)

料金表		変更後(消費税率 10%)		変更前(消費税率 8%)	
区分		基本料金	基準単位料金	基本料金	基準単位料金
A	0~8 m ³	955.9000 円	413.1050 円/m ³	938.5200 円	405.5940 円/m ³
B	8.1~30 m ³	1395.9000 円	358.1050 円/m ³	1370.5200 円	351.5940 円/m ³
C	30.1 m ³ ~	3209.4810 円	297.6490 円/m ³	3151.1268 円	292.2372 円/m ³

* 毎月のガス料金に適用する「単位料金(検針票でお知らせしています)」は、基準単位料金に平均原料価格の変動を加味して毎月決定されます。

* 詳細は当社窓口に掲示しておりますのでご確認ください。

* ご意見ご質問等は、下記までご連絡ください。

* お客さまの「供給地点特定番号」は検針票に記載されている「お客さま番号」です。

以上

花巻ガス株式会社

(小売登録番号 C0030)

花巻市材木町 17 番 37 号

TEL 0198-22-3633

FAX 0198-24-9089